

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された応募者が、採用後90日以内に、自己都合あるいは

明らかに応募者の責による懲戒解雇により退職した場合、退職後1ヶ月以内に当社へ

ご連絡いただくことで、受領した紹介手数料を下記の通り規程に基づき、紹介手

数料を返金いたします。

ただし、採用者の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事
変の不測の事態、その他当社の免責が妥当と判断される場合はこの限りではありませ
ん。

<返金規程>

・入社後30日以内の退職・・・紹介手数料の80%

・入社後90日以内の退職・・・紹介手数料の50%